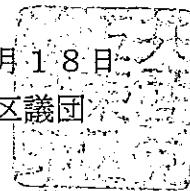


江東区議会議長 星野 博 殿

2013年11月18日

日本共産党江東区議団



小中学校卒業式の議会代表としての祝辞に関する申し入れ

去る11月15日に行われた幹事長会において、小中学校の卒業式にあたり、議会の代表として祝辞を述べることについて、議長より、「国歌の斉唱と国旗への敬礼（舞台登壇時等）を行わない議員の参加は辞めてもらいたい、参加する場合には、国歌斉唱と国旗敬礼を行う誓約書の提出、あるいは、確約をして参加してもらいたい」という旨の発言がありました。この発言に対し、わが党は、「内心の自由」を保障する憲法や議会制民主主義とは相容れないものであり、容認できないことを主張しました。

そもそも議員の卒業式での祝辞は、議会の代表として行うものです。だからこそ、これまで祝辞の内容も、議会で確認を行ってきました。

この間、国旗・国歌について、わが党は、「日の丸」・「君が代」が戦前の侵略戦争のシンボルだった事実から、国旗・国歌に対する国民や区民の意見は、賛否が分かれており、議会においても同様であること。ましてや、国旗への敬礼・国歌斉唱の強制は、憲法第19条が定める「思想及び良心の自由」「内心の自由」を侵害するものであり、断じて許されないこと。また、国会審議では、「国民に義務づけることはしない」とする当時の首相発言などを示し、強制すべきではないことを主張してきました。

今回の議長の発言は、こうした憲法の規定や国会での首相答弁を全く無視し、議長の意向や考え方によぐわない議員の参加は認めないと、極めて専制的なものであり、区民の様ざまな意見を代表して構成する議会の民主的運営という点からも、断じて認められないものです。

議長においては、これらの指摘を十分にふまえ、小中学校の卒業式への議員の参加は、従前の通りとすることを申し入れるものです。